

令和元年第3回京丹波町議会定例会（第3号）

令和元年 9月 6日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 坂 本 美智代 君
- 4 番 東 まさ子 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 谷 山 眞智子 君
- 7 番 西 山 芳 明 君
- 8 番 隅 山 卓 夫 君
- 9 番 森 田 幸 子 君
- 10 番 山 田 均 君
- 11 番 山 下 靖 夫 君
- 12 番 谷 口 勝 已 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 梅 原 好 範 君
- 15 番 鈴 木 利 明 君
- 16 番 篠 塚 信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

| | | | | |
|---------|----|----|----|---|
| 町 | 長 | 太田 | 昇 | 君 |
| 副町 | 長 | 谷 | 俊明 | 君 |
| 参事 | | 中尾 | 達也 | 君 |
| 参事 | | 山田 | 洋之 | 君 |
| 企画財政課 | 長 | 松山 | 征義 | 君 |
| 総務課 | 長 | 長澤 | 誠 | 君 |
| 税務課 | 長 | 豊嶋 | 浩史 | 君 |
| 住民課 | 長 | 久木 | 寿一 | 君 |
| 保健福祉課 | 長 | 大西 | 義弘 | 君 |
| こども未来課 | 長 | 木南 | 哲也 | 君 |
| 医療政策課 | 長 | 中川 | 豊 | 君 |
| 農林振興課 | 長 | 山森 | 英二 | 君 |
| にぎわい創生課 | 長 | 栗林 | 英治 | 君 |
| 土木建築課 | 長 | 山内 | 和浩 | 君 |
| 上下水道課 | 長 | 十倉 | 隆英 | 君 |
| 会計管理者 | | 野村 | 雅浩 | 君 |
| 瑞穂支所 | 長 | 山内 | 善博 | 君 |
| 和知支所 | 長 | 藤井 | 雅文 | 君 |
| 教育 | 長 | 樹山 | 静雄 | 君 |
| 教育 | 次長 | 堂本 | 光浩 | 君 |
| 病院 | 長 | 垣田 | 秀治 | 君 |

6 出席事務局職員（3名）

| | | | |
|-------|---|----|----|
| 議会事務局 | 長 | 藤田 | 正則 |
| 書 | 記 | 金江 | 美和 |
| 書 | 記 | 山口 | 知哉 |

開会 午前 9時00分

○議長（篠塚信太郎君） 本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第3回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、12番議員・谷口勝巳君、13番議員・北尾 潤君を指名します。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、東まさ子君の発言を許可します。

4番、東まさ子君。

○4番（東まさ子君） それでは、ただいまから令和元年9月議会における私の一般質問を行います。

まず、最初に、ケーブル事業のあり方についてお伺いをいたします。

8月22日の京都新聞では、ケーブルテレビ事業のあり方を検討する第2回審議会が開かれ、現在の町営から民営化に移行すべきとする方向性を全委員一致で確認したと報道がされておりました。

新聞記事によりますと、ケーブルテレビは、防災情報の伝達やインターネットの提供、自主番組制作などを担うが、財政が厳しい中、設備の更新費用の捻出が困難となっている。審議会では、直営維持と民営化移行の両案を議論してきた。両案の賛否を確認したところ、民間参入による地域活性化への期待、町財政の現状などから、欠席者2人を含む10人全てが

民営化を指示したとあり、10月中に町へ答申するというものであります。

また、民営化すると、災害など町からの情報を家庭に音声で伝える放送の端末機器が使えなくなる。また、インターネットの接続料を細分化する提案があったことや、町の資産では、今後13年間の財政運営は、町営の場合は29億9,800万円、民営では19億8,200万円になることが報道されておりました。

ここで、京丹波町ケーブルテレビ事業の今後のあり方を審議する審議会を設置するにあたって、町が説明された内容であります。紹介いたしますと、「本町は、テレビの難視聴対策やインターネット環境の構築、防災情報の伝達を初めとする情報通信環境の充実のために、平成23年度より、町内全域でケーブルテレビのサービスを提供してきたが、近年の情報通信技術の急速な進展、情報通信環境の変化は大変目まぐるしく、特にインターネットの通信環境は、都市部との格差も生じており、民間並みのサービスを町直営で継続していく場合、多額の投資が必要。このような中、最先端の情報通信網の確保のために、他の自治体では、公営から民営に移行する自治体が見受けられるようになった」として、「具体的には、民間が施設整備を行い、テレビ・電話・インターネットのサービスを提供し、その整備に係る費用、そして、一定期間の維持管理費用の一部を自治体が負担する方式である」と説明がされてきました。そして、「この方式でも難視聴地域、ブロードバンドゼロ地域の解消、自主放送番組や防災・災害情報等の発信を引き続き行うことを基本に、町内全域を光ファイバー網で整備すること。可能な限り現在の使用料に近い費用で同様のサービスを維持。希望者にはインターネットや多チャンネルサービスなど、これまで以上のサービスを提供することが可能」と説明されました。そして、ケーブルテレビ事業のあり方に関する審議会が情報通信環境の急速な変化を踏まえ、中長期的な観点から京丹波町ケーブルテレビ事業の今後のあり方を審議することを目的として設置がされました。

以上、審議会を設置する際の説明及び新聞記事報道を述べさせていただきました。

質問であります。説明の中で、近年の情報通信技術の急速な進展、情報通信環境の変化と言っておられますが、変化とは何を指しているのか。

また、民間に運営を委託して、今までのような独自チャンネルで自主放送番組を継続できるのか、お伺いいたします。

そして、今、消費税の引き上げ、そして、近づくオリンピックをうたい文句に新型テレビであります4K、8Kの販売が激化しているところでもありますけれども、当町のケーブルテレビで新型の4K、8Kの高性能の受信は可能なのかも含めてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今、議員がおっしゃられましたとおり、新聞報道で審議会の中身が報道されたところでもありますけども、議員もその中でおっしゃったとおり、まだ正式な答申は受けておりませんので、途中経過というような前提でしかお話ができないわけでもありますけども、情報通信環境の急速な変化とは、今、議員もご自身でおっしゃった中にも入ったかと思うんですが、代表的なものとしては、最近では、スマートフォンやタブレット端末、ソーシャルメディア、SNSと呼ばれるものでありましたり、クラウド等の急速な普及、また、先ほど話も出ましたが、4Kテレビ、8Kテレビ放送なども挙げられるというふうに思っております。特に、携帯電話等の環境につきましては、音声だけをアナログで通信ができました第1世代からデジタル化した第2世代、それから高速データ通信ができるようになった第3世代、今はスマートフォンによる第4世代を迎えておるわけですけども、今、世間では、5Gというようなことで、第5世代の高速大容量によりまして、IoTやICTというようなことで、そのライフスタイルなりワークスタイルなどの幅広い分野において変化をもたらすというふうにいわれておるところでございます。

例えば、高速データ通信が可能になりますと、働き方改革ということで、リモートワークが可能になりますので、京丹波町にいながら在宅で勤務ができるというような環境も整うわけでありまして、また、そういうことが整備されますと、移住・定住の促進にもつながるのではないかなというふうに思っております。

また、高速データ通信の整備は、都市と地方との格差を是正するというふうにもいわれておりまして、買い物支援なり公共交通に有効となります自動車自動運転でありましたり、また、ドローンの飛行でありましたり、医療においては病院でネットワークによる診察であったり、農業分野ではスマート農業というようなこともありますし、また、学校の遠隔授業などもそういった環境が整えば可能になるというようなものでございます。

どんどんとこういった新しい技術が出てきて、今までの当たり前に使っていたものがどんどんと陳腐化していくという状況を指して、情報通信環境の急速な変化というふうに申し上げておるところかというふうに推察するところであります。

民営化した場合の自主放送番組の継続につきましては、民間の空きチャンネルを借りまして放送を継続することは可能となりますけども、詳細につきましては、審議会の答申を踏まえて検討をしてみたいというふうに考えております。

4K、8Kの関係は、今の京丹波町のケーブルテレビの環境の中で4K、8Kテレビを視聴するということは現在は無理な状況となっております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それと、新聞報道では、民営化すると、災害など町からの情報を家庭に音声で伝える放送の端末機が使えなくなるとありましたが、今、告知放送でいろいろと災害情報など発信していただいているわけでありましてけれども、代わりにどうするのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 今、ご質問いただきましたことにつきましても含めまして、現在、審議会のほうの中でそういった部分についても議論、検討いただいております。明確なお答えということは現時点ではできないということでご了解をお願いします。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 新聞では、町が示すスマートフォンのアプリのほか、テレビの文字放送など書いていますけれども、町のアプリをつくるとなると、またこれにもお金も必要となってくるわけでありまして、また、音声で災害情報を伝えるというのは、やっぱり確実に伝わるというか、テレビは見ていなければ伝わらないし、やっぱり音声による告知放送というのは重要なものであると思っておりますけれども、その辺どういうふうにご考えておられるかお聞きをしておきたいと思います。このまま続けていくことができるのか。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） あくまでも民営化されたという仮定の話でございまして、今現在そのことも含めまして審議会のほうで議論いただいておりますので、今の段階の町の方針ということはお示しすることはできません。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） アプリなどと言われておりますけれども、高齢化する中で、そういう使い勝手のわからない人たちもたくさん存在するということも含めて考えていく必要があると思っております。

それから、3月議会では、町民の意見を収集して審議会を行うべきとの指摘もあったところでありますけれども、答弁として、インターネットのことや料金的なことを気にしている方があると推察をしているということでありましたけれども、やはり推察ではなく、どのような不満、改善点があるのか。アンケートを取組んで町民の意見を聞くべきではないかというふうに思いますが、審議会を開かれているということでありましてけれども、やっぱりそう

いうことが大事なのではないかと思いますが、見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ケーブルテレビ事業につきましては、瑞穂地区の更新やインターネット環境の改善などに課題がありまして、特にインターネット環境につきましては、日頃から住民の方々からご意見なり、また、タウンミーティングにおきましてもご意見を頂戴をしているところでありまして、共通する課題として認識をしておるところでありまして、改善をしなければならないという課題であるというふうに考えておるところであります。

現在の審議会には、議会、区長会、公募委員、ケーブルテレビ運営委員、また、専門的な立場から総務省の地域情報化アドバイザーにも参画をしていただきまして、ケーブルテレビ事業の現状や課題を共有した上で、検討をしていただいておりますので、アンケート調査を実施する考えはございません。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） そして、民間並みのサービスを町直営で継続していく場合、多額の投資が必要であるとしておりますが、民間が行っても整備にかかる費用、そしてまた一定期間の維持管理費用の一部を負担するという説明もあったわけで、こういうことでありますならば、投資は同じように係るのではないかと思いますけれども、見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町直営で継続するという場合になりますと、全ての整備費を負担をしなければなりませんし、将来の技術革新に対してもそういったものに負担をし続けなければならないというような状況になるわけでありまして、民間化をした場合につきましては、民間事業者が整備をし維持管理を行う費用に対しての一部負担を行うということになるので、基本的に投資は軽減されるというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 新聞報道によりますと、町営の場合は29億9,800万円、民営では19億8,000万円としておりますけれども、10億円も安くなる理由というのは、今の答弁に当たるのかもしれませんが、理由というのはどういうことなのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ただいまの数字につきましては、これは仮定に基づく計算をされたのでありまして、実際にはどういった業者が参入するかによっても金額的なものは変わってく

るかと思っておりますので、それについては決定をした後に、正式なものが明らかになるというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 平成30年度の決算でも、ケーブルテレビ事業は2億4,300万円決算がされていて、そのうち保守管理とか維持管理、インターネット接続委託料ということで1億2,700万円委託料として出しているわけでありまして。29億9,800万円を1年間に直すと2億3,000万円でありまして、19億8,200万円を13年間といたしますので、1年に直すと1億5,200万円ということになります。1億円ぐらいの差がつくわけでありましてけれども、この理由についてももう少しわかるように、今の説明でもあったと思っておりますけれども、こういう根拠が出ているのもう少し詳しく答弁というのはいけませんか。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） 今も町長からございましたとおり、審議会にお諮りしております数値というのは、議論いただく上でのたたき台として一定の概算数値をお示しさせていただいてるわけがございます。公設公営の場合は、今まで平成17年度以降、ケーブルテレビに投資してきた経費を一定示させていただいております。民設民営につきましては、昨年度以来、先進事例の市区町村等々の視察等も行っております。そういった事例等とも含めた数字を1つ基本として提出をさせていただいておりますので、そういったところの比較というふうにご理解をいただけたらと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それから、13年で切りがついているわけでありましてけれども、この13年という区切りについての説明、あるいは、また、民間撤退のリスクというのはないのかどうかお聞きをしておきたいと思っております。

また、利用者にとってのメリット、デメリットについてもお伺いしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） この13年の試算というものは、あくまでも本格導入をした場合の時点から10年間ということで、少なくとも3年程度の準備期間はかかるだろうということで13年というふうにご示させていただいております。

それと、メリット、デメリットですけれども、こういった部分につきましても、現在、審議会のほうで議論いただいておりますのでございます。メリットにつきましては、都市部と

同様のサービスを受けられるということが考えられるということです。

また、デメリットがある場合につきましても、行政で補える部分については検討をしていかなければならないなということでございますけれども、いずれにせよ、現在、そのあたりについても審議会のほうで熱心に議論いただいておりますといった状況でございますので、その答申を受けた中で考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 中長期的な観点から、今後のあり方を審議とされておりますけれども、今後、人口減少が明らかでありますし、また、高齢化が進む中で、民間経営の収支の補てんというのが課題になってくるのではないかと思います。またそれが利用料アップにつながることになるのではないかとということも心配されるわけでありまして、その点についてはどのようにお考えなのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 民営化する場合におきましては、民間事業者から提案する内容を総合的に判断して業者選定をしていくということになりますが、町の負担額につきましても、今後の人口減少など民間業者としては、そういったことは当然考慮して提案があるというふうに考えておるところでございます。

（東議員の発言あり）

○町長（太田 昇君） それは民間業者がそういうことも考えて提案をして契約するわけですから、そういったことにはつながらないというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） やはり人口も減少し、高齢化も進む中で、インターネットとかそういう高い技術の面での利用というのは減っていくかも知れません。そういうことも含めて民間委託というのは住民負担とか含めてやはり慎重に検討していただきたいと思っております。

次に、ケーブルテレビの加入金8万円についてであります。今、町も挙げて移住・定住を推進しているところであります。加入金1万円軽減ということで、昨年度も質問させていただきましたけれども、今年のタウンミーティングでも免除してはどうかというような意見も出ていたところであります。町の考えをお聞きしておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ただいまの議員の質問は民営化ではなしに直営のほうが望ましいというようなご意見と承らせていただいてよろしいのでしょうか。先ほどのやつは。

(東議員の発言あり)

○町長(太田 昇君) 先ほどのご意見は、民営化を慎重にということは、直営のほうが望ましいということですか。

○議長(篠塚信太郎君) 町長、今の反問権ですね。今、反問権、ちょっとまだ認めてないので、質問だけにお答えください。

○町長(太田 昇君) はい。加入分担金の見直しでありますけども、審議会の答申を踏まえてケーブルテレビ運営委員会で審議をいただき、検討をしてみたいと考えます。

仮に、民営化されれば、そういったものについてはなくなる可能性もあるということでございます。

○議長(篠塚信太郎君) 東君。

○4番(東まさ子君) 民営化すれば、そういうことが可能になるんですか。今の答弁であります。

○議長(篠塚信太郎君) 松山企画財政課長。

○企画財政課長(松山征義君) あくまでも仮定の話ですけれども、民営化されるとなれば、当然、ケーブルテレビそのものが分担金をいただくということはありませんので、そういう意味からも今の答弁ということでございます。

以上です。

○議長(篠塚信太郎君) 東君。

○4番(東まさ子君) 民営化になればということではありますが、今、移住・定住ということで、それぞれの地域が熱心に取組みを進めている中で、民営化でそういうことになるのであれば、端末の負担はあるかもしれませんが、移住支援とか若者支援ということで踏み切ってするべきではありませんか。

○議長(篠塚信太郎君) 松山企画財政課長。

○企画財政課長(松山征義君) ケーブルテレビ加入分担金の話につきましては、直接民営化とか、公設とかということではなしに、そもそもの加入分担金の議論ですので、そこは切り分けて考えてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(篠塚信太郎君) 東君。

○4番(東まさ子君) 分担金ということでありましたけれども、そういう要望が出ているのであり、若い人たちが移住する際の負担となっているのであれば、民営化を待たずして町が検討するべきではないかということを知っているわけでありまして。もう一度答弁をお聞きし

ます。審議会任せではなく、町で検討してはどうですか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この加入分担金につきましては、現在、加入して5年後に一部を返金をするというような仕組みで動いておるところでありまして、いろんな加入の公平性等からこういった形に今現在はなっておるといふようなことをございますので、また、別途、検討すべきものかというふうには考えるところをございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 昨年度と何ら変わりのない答弁でありました。

次に行きます。

次に、まちづくりについてお伺いをいたします。

補聴器への助成について伺います。

年々、高齢化が進んでおります地域社会を形成する上で、高齢者の存在、役割は大きく、これまでの経験を生かし社会貢献をされることが期待されております。

一方、高齢化に伴い、聴覚が衰え仕事や社会生活に困る難聴者が増えております。難聴となって隣近所、友人、家族などとの会話がスムーズにできず、外出も控え目になって、人との交流も少なくなり、コミュニケーション能力の低下からうつや認知症の原因になることが指摘されております。そうしたことから、高齢者の難聴対策として補聴器は必需品となっておりますが、にもかかわらず、年金などで暮らす低収入の高齢者には手が届かないほど高額であります。補聴器の購入に補助が受けられるのは身体障害者手帳が交付されている高度・重度難聴の場合と限られております。それは両耳とも平均70デシベル以上しか聞き取れない場合であり、これは耳元で大きな声で話すレベル、40センチ以内で話さないと会話ができない、理解できないほどのそういうものであります。

日本補聴器工業会の調査では、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないとの推計もあり、理由の1つとして補聴器の価格が指摘されております。補聴器は3万円ぐらいから30万円以上のものもあり、平均で15万円と価格が高過ぎるとの声が多く出ています。ほとんどの方は聞こえないまま放置されているということになります。これでは難聴が悪化し、日常生活に支障が出るだけではなく、認知症のリスクも高まっていきます。

WHO（世界保健機関）は、41デシベル以上に補聴器をつけるということを奨励しております。そのまま放っておくと認識できない音が増えるので、その段階で補聴器をつけたほうが音の認識が保てるとしております。

また、慶應義塾大学医学部耳鼻咽喉科の小川 郁教授は、中程度40デシベル以上の難聴

と診断されたら、なるべく早く補聴器を使うことを勧めておりますし、進行してからの使用では十分な聞こえの改善が得られないとしております。また、両耳につけた方が広い範囲の音が立体的に聞こえると述べています。

今、一部自治体で補聴器購入に補助を行っておりますが、難聴に早く対応することは認知症やうつ病などへの進行を防ぎ、健康寿命の延伸、医療費を抑える効果もあります。高齢者の活躍を支援するために、また、認知症予防のためにも必要な加齢性難聴者の補聴器購入に対し、国や府に公的補助制度の創設を求めるとともに、本町でも助成制度を検討していく必要があると考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 身体障害者手帳の交付を受けておられる方に対する補装具支給制度につきましても、医師の意見書に基づきまして、更生相談所の判定を経て、お一人おひとりに合った補聴器を利用できるしくみとなっておりますので、まずは身体障害者手帳の交付を含めまして、制度に基づいたご相談や申請をしていただきたいというふうにご検討しております。

国や府への補助制度創設に向けた要望等につきましては、今後、研究してまいりたいというふうにご検討しておりますが、財政支援がない中で町独自で助成をするということは難しいというふうにご検討しております。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 国や府への創設を求めるとについては検討していきたいということでもあります。認知症とかうつ病などへの影響もあるということでもありますので、検討をして創設を進めていただきたいというふうに思います。

それから、次に、幼児教育・保育の無償化について伺います。

政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げによる財源を活用して、幼児教育・保育の無償化を実施いたします。今回の無償化の対象になっているのは、3歳から5歳児が中心であります。子ども・子育て支援新制度の対象施設であります幼稚園、保育所、認定こども園などが対象となっております。

そこで伺いますが、この3歳児からの無償化が保育所、幼稚園、認定こども園でそれぞれ10月から無償となりますが、無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から3年間ということでもいいのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 本町では、保育所、幼稚園につきましても、3歳になった

次の4月1日から入所されますので、そこから先3年間ということになります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 幼稚園についてはどうですか。

○議長（篠塚信太郎君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 今、こども未来課長が答弁したとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） ゼロ歳から2歳児の保育を必要とする子どもについては、住民税非課税世帯（年収約250万円以下）の子どものみ対象と範囲が狭められております。ゼロ歳から2歳児のうち無償化の対象となる子どもたちは何%になるのか、お伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ゼロ歳から2歳児の無償化対象の子どもの数でありますけども、4月末の入所数で申し上げますと、71名のうち10名が対象となるということで、割合にしますと14%ということになるというふうに思います。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それから、8月の京丹波町の広報で、ゼロ歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償化としております。第2子の半額というのは国の制度、また、第3子以降の無償化は国の制度と府の制度と町単独の制度が合わさってこの無償化とするということによいのか、お聞きをします。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） まず、最初の第2子でございますけれども、議員おっしゃるとおり、国の制度でありまして、この部分は保育料は無償化になりますので、副食費とは当然別なんです。保育料は無償になるということで、半額ということは関係がなくなるということになります。

それから、第3子の関係ですけれども、ゼロ歳から2歳、3歳から5歳で縦分けて考えなければならぬんですけども、ゼロから2歳の関係は変化がないわけですが、3から5歳の関係につきましては、国の制度の部分が全て無償化になりますので、第3子無償化という概念ではなくなるということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） ゼロ歳から2歳児の第2子の半額であります。半額も第3子以降の無

償化についてでありますけれども、ゼロ歳から2歳はこれまでから給食代をとっていないので、給食代というのはゼロ歳から2歳はないんですね。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 給食をとっていないというのは、幼稚園の関係でございます、保育所は給食してます。

（東議員の発言あり）

○こども未来課長（木南哲也君） 給食代につきましては、これまで保育料に含まれておりましたので、その中にはいただいておりますという認識でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 確認しますけれども、副食代とか、主食とか、全然関係ないということですね。ゼロから2歳までは。わかりました。

それと、次の質問ですけれども、これまでから第3子以降の子どもの保育料は、今言いましたように、国の制度、府の制度、町の制度で、それで足らざるところを補って完全な無償化がされてきたところであります。このうち府の制度、町の制度については、町費が使われていたので、今回の無償化の対象となった3歳から5歳児及びゼロから2歳児の住民税非課税世帯の第3子については、町費が要らなくなったということでありますが、そのことによって新たな財源が生まれるということになると思いますけれども、そのことについてどうなのか。

また、無償化の対象となっている第3子の子どもについて、3歳から5歳は無償化になったので、町費が要らなくなったということでありますので、対象人数と財源がわかりましたらお聞きをしておきたいと思えます。

また、ゼロ歳から2歳児についても、非課税世帯は第3子が無償化になりますので、対象の子どもたちが何人で、町がつぎ込んでいた財源はどういうふうになるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 副食費は個人からいただくものという考え方で国に準ずるわけなんですけれども、ただ、町独自で無償化事業というのを引き続きやっておりますし、新たな財源とおっしゃいましたけれども、その部分は引き続き事業をやっていくということでご理解いただきたいんですけども、どんな事業を独自でやっているのかということでご覧いただけますけれども、議員もご承知かもしれませんけれども、3歳から5歳の部分については、第3子以降の無償化によって利用料がゼロ円であった方がいらっしゃるのでは、その方については、

給食費をこの半年に限りまして激変緩和措置をしようというふうに考えております。

それから、町独自施策で子育て支援センターの短時保育事業の利用料についても、これは国の補助がないわけですが、子どもたち全体を無償化する予定でございます。

それから、発達支援事業のうち3歳から5歳児に係る療育事業についても無償化を実施するというので、新たに町としましても拡大を考えているところでございます。

それから、ゼロ歳から2歳につきましても、町独自で第3子以降の無償化制度は継続実施をしていきたいと。そのあたりが独自施策として新たな財源も使っていかうというふうな思いでございます。

それから、第3子無償化にかかっている対象人数はそれぞれ何人かということでございませぬけれども、国・府・町という形でいろいろと条件等がございます。第3子に限って、さらには3歳から5歳、そして、ゼロ歳から2歳に分けて、本年4月1日現在の園児数でお答えをさせていただきますけれども、まず、3歳から5歳につきまして、国の第3子無償化の対象者は15人、府の第3子無償化の対象者は12人、町の第3子無償化の対象者も12人。次に、ゼロ歳から2歳では、国の第3子無償化の対象者は5人、府の第3子無償化の対象者は9人、町の場合は5人というふうな数字は持っております。また、財源につきましては、現在持ち合わせておりませぬ。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 短時保育なり、もう1つ拡大をするということで言われましたですけど、これは国も認めている無償化ではないんですか。交付税で返ってくる分では、反映される分ではないんですか。この無償化については。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） これはもとが町独自施策なので、国からの補助はございません。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 平成30年度の決算でも、府の補助金が第3子以降の保育料無償化補助金ということで357万5,000円入っているわけでありませぬ。その分、町も出しているであろうし、また、町単独で補っている分は、これに加えてさらに町費をつぎ込んでいたということでありませぬ。こうした分を使って今おっしゃられましたような拡大をしていくということでありませぬ。また、今後、詳しいことは常任委員会とかで教えていただきたいと思っております。

それから、副食費でありますけれども、3歳から5歳については、副食費を徴収するということでもあります。360万円以下は減免をするということでもありますけれども、以上は徴収をしていくということでもあります。完全に以上も対象にして無償化にするととなると、金額はどのぐらいになるのか。試算をしておられましたらお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 申しわけございません。ただいま資料を持ち合わせておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） それから、今までもおっしゃっておられましたが、これまで保育料に含まれておりました副食材料費が別途徴収されることになりましたが、これまで町は副食費というのは保育所でどういうふうになっていたのか。徴収されていたのか。どういうふうになっていたのか、お聞きしたいと思います。ゼロ歳から2歳は関係ないので、3歳から5歳は10月以降は徴収するということでありましたけれども、独自で給食費をこういうふうは無償化しているところもあります。全く考えていないのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 副食費につきましては、保育料と含めてこども未来課のほうで一括してこれまで徴収をしていたところでございます。また今後においても、副食費もこども未来課で一括して徴収するという方針でございます。

失礼しました。副食費の無償化を考えていないかということでもございましたけれども、現在は国の基準に従って徴収する方針としております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 幾ら徴収するのでありますか。

○議長（篠塚信太郎君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 幾らというのは、ゼロ歳から2歳は副食費も含んだ保育料としての徴収をしますし、それは当然階層ごとに個人ごとに違います。それから、3歳から5歳につきましては、保育料が無償化になりますけれども、副食費については4,500円を徴収するというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 幼児保育の無償化は、当然、国の施策として行うべきであると考えておりますが、この財源が低所得者に負担が大きい消費税を財源として充てていることは極めて問題であることを指摘して、次の質問の移りたいと思います。

次に、体育館のエアコン設置について伺います。

今年も残暑が続き、大変暑い日が続いております。この間、小中学校、幼稚園にエアコン設置がされてきたところであります。

そして、さらに、今、暑さ対策として、7割が交付税算入される緊急防災・減災事業債というのがありますが、これを活用して猛暑日の体育の授業でありましたり、全体行事、あるいは災害時の待避所に使用されている体育館に、計画的にエアコン設置する必要があると考えられますが、お聞きをしたいと思います。今、体育館、教育現場の問題でありますけれども、財源の問題も含め、防災の面で見るときに避難所でもありますので、予算も関係しますもので、町長にお聞きをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在、避難所となっております体育館には、エアコン等の空調設備が完備はされておらないというところであります。昨今の豪雨なり台風、特に夏場によく襲来をするというところでありますので、避難される方の体調を考慮しますと、やはり避難所の環境の改善は必要であるというふうな認識は持っておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 事業債が来年度が一応区切りとなっているということでもあります。そうしたことから、大事であるということであって検討していくということであるならば、来年度までという区切りがありますので、どうされるのか。あるいは、また、この制度の期間の延長を国へ申し入れるとかそういうことも含めて見解をお聞きしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 緊急防災・減災事業債の期限があることも承知をしておりますし、これがかかなりいろんなところで使われて、申請が少なくなっているというようなことも聞くところでありますので、期限なりその状況を考えながら検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 東君。

○4番（東まさ子君） 以上、終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。10時5分までとします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時05分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷山眞智子君の発言を許可します。

6番、谷山眞智子君。

○6番（谷山眞智子君） では、令和元年第3回定例議会一般質問を行います。

人口減少について伺います。

日本全国で少子高齢化が進んでいます。限界集落が増える中、65歳以上の住民が全体の50%以上を占める限界集落は、本町では平成23年には11集落でありましたが、5年後の平成28年には16集落になっています。現在の限界集落に数えられる集落数はどのぐらいありますか、伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におきます高齢化率が50%を越える集落数というのは、平成31年4月1日時点でありすけども、30集落というふうになっておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今、町長がお答えいただきましたように、限界集落の数がだんだんだんだん急速に増えているということです。

先般の京都府の議員研修会では、20年後には日本の人口は8,000万人弱に減少するといわれていました。本町も人口減少は避けられない状況になります。マスコミでは、高齢者の運転事故が問題になり、免許証の返納を推奨されています。

その一方で、買い物をするのにも、病院に行くのにも、近くで用を足すことができないのが田舎の現状です。唯一、自動車が運転手段であり、高齢者の車を奪われるのは買い物弱者となります。また、病院に行く足も奪われてしまいます。独居老人や老々介護の世帯が増える中、町営バスは有効に活用されているのか。根本的な対策が必要となっているのではないのでしょうか、伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町にあった新たな交通手段というのを確保するためには、更に研究を進めていく必要があるというふうに考えているところでありまして、昨日、西山議員のご質問で回答もさせていただいておりますけども、今年度におきまして、町営バスを含めまして、本町の公共交通につきまして、大学の先生などのお力もおかりしながら、具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 本当に高齢化が進み、そして公共交通機関もよく言われるのは、大きいバスの中は空気を運んでるだけやという言葉が再々聞きますので、9月にいろいろ交通公共機関とかほかの方法もないかなど検討していただけたら、大変うれしく思います。

また、参考ですけれども、現在、買い物弱者については、週に1回、京都生協の宅配、さとうグループ巡回スーパーが和知地域の10地域に入っています。

次に、集落運営についてお尋ねします。

区の役が何回も回ってくるとか、複数の役を持たなければならない集落の増加、そして、草刈りや川刈りの出役に対して町外に出ている人が、その都度戻って対応したり、区民の高齢化により出役の負担が重くなっている地域が増えています。行政として何らかの働きかけや対策が必要ではないかと思いますが、お尋ねします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 集落の運営につきましては、高齢化や担い手の不足によりまして、集落におきましては年々厳しい状況にあるということは理解をしておるところでございます。

また、集落で行われております草刈りなり、川刈り等の、いわゆる村用というような集落行事につきましては、町外に出ておられる方も帰省をされて参加されておるような集落もあるというふうに聞いております。

そうした集落の行事につきましては、町外に出ておられる方への働きかけも含めまして、まずは集落行事として取り扱いをいただき、地域のさまざまな団体等と調整をいただくなどで可能な限り対応をしていただければというふうに思っております。

また、私見でありますけれども、限界集落という呼び方は非常にマイナスイメージがあるので、違う名称で呼んだ方がいいのかなという感じもしております。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 先ほど、限界集落というのは、65歳以上が50%以上の人口を占める割合となっておりますが、実際、お年寄りでも元気な地域もありますし、いろんな地域がありますが、だんだん体力も衰えてきて、川刈りとか草刈りに対しては危険な状況というのが伴ってくるということも考えていただいて、ある地域では、委託されているところもあるようですけれども、結構費用も係るということです。そういう事業に対して町が参加してることなんですけれども、報償金ではないですけれども、お金を少しいただいたりしておりますが、そういうお金をもう少し増やして、地域と行政とで作業に対する費用を話し合いの中で折半しながらとか、そういうふうな方法もまた考えていただけたらいいかなと思っております。

ます。

ますます進む少子高齢化、限界集落の増加と社会情勢は待ってくれません。加速する一方です。町民が安心して、安全に暮らしていける、目に見える具体的な内容をまた示していただきたいと思います。

次に、介護相談員派遣事業についてお尋ねします。

介護相談員派遣事業は、平成18年に厚生労働省から通達があったものです。この事業は、市町村に登録された介護相談員が、介護サービスの提供の場を訪れ、サービスを利用する方などの話を聞き、サービスに対して感じている疑問や不安などを把握し、事業所へ気づきや提案を行い、また、より良い介護サービスや介護職場の改善に生かすものです。

本町では、10年経過しました平成29年から取組まれましたが、現在4名の方が活動されています。高齢化が進む中で大切な事業です。2年以上経過しましたが、順調に事業目的が果たされているのかどうかお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 介護相談員でありますけども、町内の介護サービスが提供される事業所等に定期的に訪問し、サービスを利用される方に寄添い、利用者の疑問や不満、声なき声を汲み取りながら事業所や行政との橋渡し役になる活動を行うもので、現在、4名の介護相談員に派遣の申出がありました町内6法人8事業所に、2人1組で1事業所当たり月2回の訪問活動を行っていただいております。

閉ざされがちになります介護の空間に、第三者の公平な目が定期的に入ることで、現場の職員にとっても現状の振り返りや新しい気付きなどの機会となっております。

また、サービスに対する苦情にいたる事態を未然に防止するところを目指しまして、介護相談員と派遣申出事業所の担当者との連絡会も定期的に行っております。

この連絡会がきっかけで、同種のサービスを提供する事業所間で、介護職員が互いの現場に出向き、業務体験を通して自らの現場を振り返るという取組も今年6月から始まったところでありまして、当初の目的以上の成果が出てきているものというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今、町長がお答えになられましたように、この介護相談員派遣事業は、介護保険制度の中には苦情対応に対する対策が盛り込まれていますが、これらは問題が起こった場合の事後的な対応が中心です。介護相談員派遣事業は、苦情に至るまでの事態を未然に防止することと、利用者の日常的な不平・不満、また、疑問に対応し、改善の道を探

る、問題提起・提案型解決で大いに期待されるものです。今おっしゃいましたように、職員とか事業所が改善への取り組み姿勢が強くなったとか、自分の施設の良いところを気づくようになったなどそういう意見も出ています。また、利用者は精神的に安定した方が増え、要望や意見が出るようになったなど、相談員の来訪を期待する方が増えています。

現在、京丹波町の相談員は、2名は介護関係の職にあった方で、また、他の2名の方は介護に関係のない方で構成されています。専門的に見る目と違った視点で見る目で、ちょうどバランスがとれているように思います。高齢化が進む中、ますます必要な事業だと思えます。

しかしながら、ボランティアの方向にと考えているようなこともお聞かせいただきました。介護相談員本来の役割が十分に果たせるのかどうか。町がバックアップしてすることが大事ではないかと思えます。積極的に支援することも、町自体として支援することも必要だと思います。ボランティアに移行するという事は検討する余地があると思えます。

それから、3番目ですが、京丹波町病院についてお伺いします。

京丹波町病院は、敷居の高くない、身近なかかりつけ医、家庭医の病院を目指しています。しかし、受診者が減少、また、入院数も減っています。この原因はどこにあるのか。また、より多くの町民に利用してもらえるような対策を考えておられますか、お伺いします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ご指摘のとおり、京丹波町病院におきましては、昨年度、入院や外来の受診者数が減少したところでございます。

その原因として考えられるものでありますけれども、例えば、外来診療におきましては、土曜診療回数の減少や、お薬の長期処方箋の発行等々が考えられますし、入院におきましては、診療に係るガイドラインの改定によりまして、京丹波町病院では診れない疾患が増えたこと、近隣医療機関との連携強化による役割分担の実施、また、常勤医師が不足したことなどが複合的に重なったものというふうに原因としては考えられるところであります。

特に、医師の不足といいますか、これは偏在でありますけれども、これを補うために京都府立医大など関係医院から多数の医師にご尽力をいただいておりますけれども、短期的な勤務形態となったために、外来も、入院も、どちらにおきましても患者の方との信頼関係の構築までには至らず、そのことが結果的に患者数の減少につながったというふうに考えておるところであります。

今後の対策としましては、地域医療を理解し総合診療に従事できる常勤医師の確保を目指しまして、この地域のかかりつけ医の役割として、「予防」や「医療」、「在宅」へと地域包括医療ケアの推進も図りながら、院長なりスタッフとともに信頼される病院づくりに努め

てまいりたいというふうに考えております。

住民の方々におかれましては、今後も積極的な京丹波町病院の利用をいただき、ご支援賜りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今、町長がいろいろ問題点と取組みについてお答えいただきました。本当に大変な状況ではあると思いますが、高度な医療技術・先進医療と情報が蔓延する中、最新の医療機械も持ち合わせることでなく、また、非常勤医師に支えられているのが京丹波町の現状であります。地域に根差した継続的な医療を供給し、地域を構成される住民と信頼関係の下で一人ひとりにあわせたケアを提供するのが家庭医療のいう個別ケアであります。個別ケアを5年、10年と続けると、地域全体の健康問題が見えてくること。それと、地域の行政機関と連携が必要となり、個別ケアから包括ケア、家庭医は地域のかかりつけ医というふうになっていきます。患者との信頼関係を築くためには、常勤医師の確保が大切であります。今年度から3名になり、顔の見える診療ができるようになりました。一番関わりを持つ看護師は、看護職連携キャリア支援事業により、急性期における回復期、在宅における幅広い看護の経験と知識を持つ施設間の連携に強い看護師の育成を目指しておられます。8月には看護の日、サマーイベントが開催されましたが、この催しは看護師方々が自主的に取組まれたそうです。まず、住民と身近に接する看護師方々の取組みは、信頼関係を築くために自分たちでできることから行動されているようなことを知りました。移住・定住者を増やし、子育て支援には欠かすことのできないのが学校、交通機関、京丹波町病院。経営が本当に厳しい中に、地道な活動の積み重ねで住民との信頼関係を積み上げていき、地域のかかりつけ医となるよう京丹波町病院を構築していただきたいと思います。

次です。

4番目でございますが、違法公金支出返還請求裁判について伺います。

補助参加人として参加した前町長の証人尋問がこの9月27日に行われますが、町長の見解を伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 補助参加人の証人尋問につきましては、裁判長の判断によりまして、審理の上で必要になるというふうなことでとり行われるということで認識をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） この裁判は、平成27年11月25日から始まり、この9月27日

の裁判は19回目になります。4年近く経過しました。この間に町長の交代があり、被告の弁護団から町長が代わるので弁護団事務所も変わると裁判中に伝えられましたが、変わることなく、前町長の方針を受け継いだまま裁判は継続され、前町長は補助参加人で町と一緒に裁判で、原告団と戦っています。町長が交代されたことで弁護団は変わるというふうに弁護団のほうからいわれたんですけれども、町長自身は方針として前と同じ方針で行かれるのか。その点を伺いたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 通告にないので、お答えを留保させていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 谷山君。

○6番（谷山眞智子君） 今も町長のお答えも、別に反問権とかそういうようなことを使わなくても、自分のお考えを言っていたら最高かなと思ったところであります。こういうふうに4年近く経過しましたこの裁判、ずっと参加しておりまして、以前と同じ形で行くのであれば、別に交代の必要はなかったのではないかと考える次第であります。でも、地道な負けない活動を続けていきたいと思っております。

ここでちょっと知ったことなんですけれども、本町として残念なこととよかったことお伝えしたいと思います。

残念なことは、瑞穂地域で生産されておりました平成9年度に農林水産大臣賞を受賞されました有機肥料「蘇生」というんですが、これが9月で会社が廃業されます。京丹波町のブランドが1つ消えたように考えられます。

また、ちょっとよかったなと思ったことは、京丹波町産の野菜のアンテナショップが京都の第二日赤近く、つまり府庁の近くになっていますが、住宅街で本町の低農薬野菜を販売されておりました。扱っている人に聞きますと、よく売れているということでした。これは、京丹波町のほうで栽培されている方の地道な活動であります。こういう地道な活動が少しずつでも増えていってくれることによって、京丹波町の野菜が素晴らしいことを知っていただけたらうれしいなという、ちょっとうれしい報告であります。

これで、谷山眞智子の一般質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、谷山眞智子君の一般質問を終わります。

次に、山田 均君の発言を許可します。

10番、山田 均君。

○10番（山田 均君） 日本共産党の山田 均です。

ただいまから2019年第3回京丹波町定例議会における私の一般質問を行います。

初めに、10月から予定をされております消費税増税の実施日が近づいてきましたが、国が次々と打ち出す軽減対策の内容は、商店にも、国民にも、混乱を一層広げるものになっています。

いただいたお金は全部返すといって次々と対策は打ち出されますが、どれも効果は限定的で、対象者も限定され、逆に国民に不安と不信を与えることになっています。今からでもきっぱりと中止をすべきです。

また、本年も夏からの異常な猛暑が続きましたが、一転してゲリラ豪雨や局地的な豪雨が起っておりまして。テレビで放映される状況は、被害の大きさに驚くばかりです。

本町でも秋の取入れが本格化してきましたが、天候の異変で突然に雨が豪雨のように降るなど農家は大変苦慮しております。

近年、これまで考えられなかったような豪雨が局地的に起きています。大規模工事などは50年確率での対策が講じられてきましたが、その基準では安全が確保できないことは明らかになっています。特に、大型公共事業は、安心安全確保の立場から住民の命と暮らし第一を基準にして取り組むべきことを指摘するものです。

国政では、参議院選挙後も安倍強権政治に物が言えず、沈黙する傾向がますます強まっています。批判を許さない政治は、まさに翼賛会政治であります。こんな政治を許しておいてはなりません。政治は、国民のためにあるのです。

こういうときにこそ、町政の果たす役割はますます重要です。もっと町民と直接対話を心がけ、住民が町政の主人公の立場で町政運営を行うことが強く求められていると考えます。

日本共産党の山田 均は、こうした立場から次の3点について、町長に施政の方針についてお尋ねをいたします。

第1点目に、政治姿勢についてお尋ねをいたします。

その第一は、違法公金支出返還訴訟についてお尋ねをいたします。

今、谷山議員からもありましたけども、私もお尋ねしておきたいと思います。

第三セクターとはいえ、丹波地域開発株式会社が開業時に借り入れた公的機関からの借金残高の全額6億700万円を経営が困難として公金で全額補填することはおかしい。こうして86名の町民が「やむにやむを得ない気持ち」で、違法公金支出返還を求める訴訟を平成27年11月25日に京都地方裁判所に提訴しました。提訴から3年9カ月になりますが、裁判所で行われる口頭弁論も18回を数え、準備書面によるやり取りが行われ、文書の提出も踏まえ、双方の主張が一定出されたとして、裁判官から補助参加人への証人尋問が提起をされ、実施されることになりました。裁判もいよいよ最終段階を迎えたと思います。

証人尋問の期日は9月27日、午前10時30分から行われることが確定をしております。証人尋問に先立ち、証人となる寺尾氏から「陳述書」が提出されました。寺尾氏本人が陳述書で述べられている内容は、個人としての見解や意見ですが、陳述書に述べられている内容について町長に伺います。

町長は、既に陳述書について目を通されていると思いますが、ここで述べられている内容について、全てについて肯定をされるのか。また、陳述書の内容について見解の違いがあるのか、あわせて伺います。違うところがあれば、どこが違っているのか伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員もご指摘のとおり、それは補助参加人の陳述書でありますので、当然、個人の意見が記載されているというふうに考えるところであります。

しかし、その裁判の中で京丹波町として主張してきたことと、補助参加人の見解の中で趣旨としてはそんなに大きな相違はないというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 趣旨は変わらないということではありますが、寺尾氏は、第三セクターとして行政主導で進められてきたので、公的資金の活用、土地取得も出来た。極めて公益性の強い、公的団体でほとんど旧丹波町と一体化した存在だったと陳述書では丹波地域開発株式会社のことについて述べられております。6億700万円の公的資金を導入する議案の審議に必要な資料の提出を求めると、株式会社として会社の機密事項は公表できないとして、必要な資料の提出を拒否をされてきました。

第三セクターで極めて公益性の強い、公的団体とするなら、当然全ての資料を町民を代表する議会に提出し、公的資金の導入が必要か必要でないかを審議するのが当然と考えますが、この点についての町長の見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議会の審議に必要な資料というものについては、議会の求めに応じて提出されたのではないかなというふうに推測をするところであります。全ての資料ということではありますが、それが何を指すのかにもよりますが、当然、個人情報や機微情報等センシティブなものも含まれておりますので、そういった配慮は一定されるべきかというふうには考えるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もちろん個人情報とかそういうものではなく、経営の実態を示す

資料ということで、これは議会として請求をしたわけでございますけども、それについて拒否をされた。これは非常にどうなのかということをお尋ねしたわけでございますけども、株式会社として機密事項は公表できないとするならば、会社としての経営の責任を取締役が取るというのが当然であります。6億700万円の公的資金の投入は、自分の都合のいいようにいい訳をして責任も曖昧にし、責任を行政だけに押しつけていると考えます。

さらに、総務省が示す「第三セクターとの経営健全化等に関する指針」にも反していると考えますが、あわせて町長の見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 選挙等でも争点になったわけでありまして、町民に対する説明責任が十分果たされたかということに関しては、私も非常に疑問を持っておるところでございます。ただ、議会で審議が十分されたかされてなかったかについては、私は議会としてはされたのではないかというふうに推測をするところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） その場におった私どもが言っておるわけでございますから、不十分であったということは明らかでございますし、やはりそれで町民も審判を下して、太田町政が実現したわけでございますから、そういう視点でしっかり見ていくべきだし、判断すべきだと思うわけでございます。

丹波地域開発株式会社の平成30年度の決算を見ますと、今後の課題として必要な対策、本当に必要だと思うんですけども、どうのように考えておられるのか。これは、第三セクター等の健全化等に関する指針からも、行政がしっかりそういうように指導をしたり見ていくということを指摘しておりますので、そういう点からも含めて伺っておきたいと思えますし、あわせて経営の責任という問題は、第三セクター等の経営健全化に関する指針でも、株式会社としての取締役の責任をしっかり取るということも指摘をされております。あわせてその点について見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成30年度の決算等から、一番今課題になっておりますのは、空き店舗が出ていることでありまして、丹波地域開発株式会社の収入源というのはテナント料でありますので、そこを埋めていくというのが何よりの課題であるというふうに認識をしておりますし、そのような報告も受けておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 先ほど来、申し上げておりますように、6億700万円の公金投入によって目を落したというように思うわけでございますけども、やはりそこら辺の問題点や課題をしっかりと明らかにしておかなければ、結局は公金をまた補填をしなければならないということも起こり得る部分もあるのではないかと、思うわけでございますけども、実際、売り上げ全体の91.31%がテナント収入でございますので、当然、店舗を貸してやっておる経営でございますが、そういうことは明らかでありますけども、それを見ておきますと、未収入金というのは売上総額の2割を超えております。こういうことも経営改善が必要な一部だと思っておりますけども、これはずっと以前から20%を超したり、それが下がったりしてきておりますけども、やはりそういう実態をしっかりと把握されておると、思いますけども、やはり第三セクターで極めて公益性の強い、公的団体とするなら、町としてもしっかりと把握する責務もあると思っておりますけども、その点について伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 未収金につきましては、当然、会社として回収努力をしてもらって、と思っておりますし、減少したというふうな状況に現在なっておると、いうふうにご存じます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 丹波地域開発株式会社の経営内容、そして公的資金を入れた裁判もなっておると、いうことでございますから、前町長である寺尾氏が補助参加人として参加をされて、いろいろ主張されておられますが、その経過を見ておると、やっぱり当初に申し上げましたように、第三セクターで公的資金で旧丹波町が必要だったんだということが主張の中心になっておまして、しかし、結果としては、株式会社としての責任がしっかりとれずに来ておると、いうことでございますから、その辺は町長がしっかりとそういう内容を見て、そしてまた経営もしっかり見て判断をすべきことと思っておりますけども、改めてその点について、第三セクターであるけども、株式会社としての丹波地域開発、やはり責任はしっかりとるべきところはとると、いう姿勢で、今後も町長として態度をとっていかれるのか。これが寺尾氏に対しても、しっかりとそういう立場をさすべきだと思っておりますので、あわせて伺っておきたいと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 丹波地域開発株式会社につきましては、当然、株式会社としてしっかりと収益を上げてもらうように経営をしていただくということで指導はしてまいりたいと思っております。

前半の議員が主張された部分については、裁判で係争中のことでありますので、コメント

は控えさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 収益を図るということは、貸店舗ですので、そこから得る収入が基本でございます。賃貸料ですね。だから、先ほどありましたように、テナントをしっかりとそこに確保するということがあります。テナント料の問題も当然かかわってきますので、努力ということになれば、やっぱりテナントをしっかりと確保していくということ以外にないと思うんですけども、その点についての考え方があれば伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど議員の質問でお答えしたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） こういう社会情勢でございますし、消費税の問題もあります。非常に厳しい状況だと思います。高齢化もどんどん進んでいくという中で、本当にこれからの手腕が問われるんだということも申し上げておきたいと思います。

2つ目に、新庁舎建設についてお尋ねをしておきたいと思います。

第一に、本年7月23日の議会の新庁舎建設特別委員会で、新庁舎建設の事業費を30億円とする報告を受けました。

7月2日から開催された町政懇談会（タウンミーティング）の資料冊子には、実施設計概要として記載をされております。実施設計が出来てから、その概要として報告されるのが本来の筋道と思いますが、懇談会の冊子というのは月末には全戸配布されております。町のお知らせなどの発行と同時に配布をされておりますので、それから1カ月以上過ぎてから議会に実施設計の内容が示されたというように思います。最初に議会に報告すべきというように考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） タウンミーティングで説明した概要につきましては、平成31年2月15日に開催されました新庁舎建設特別委員会で報告した内容と何ら変わらないものであります。また、事業費30億円の公表につきましては、令和元年7月23日に開催をしました新庁舎建設特別委員会において説明をさせていただきました。そして、7月23日以降のタウンミーティングで消費税増税に伴う事業費の変更について説明をさせていただいたところでありますので、こういった内容であるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今、2月15日に開催して新庁舎建設特別委員会で報告したものだ

ということでもございましたけども、受け止め方としては、あくまでも実施設計の概要ということでもございましたので、私の理解としては、実施設計が定まった上で概要があるんだと思っておったわけでもございますけども、概要が先にあって実施設計の詳細があるということになるというふうに思うんですけども、その点について見解を改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 当然、議会に説明をさせていただいた上で公表をしておるということでもございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） それはよくわかったんですが、実施設計の考え方なんです。実施設計というものと実施設計の概要というものの違いですね。私の理解としては実施設計が出来た。その上で実施設計の概要というのがあるんだというふうに理解をしておったんですけども、今の説明によると、実施設計の概要があって、そして詳細な実施設計をするということなのかどうか、ちょっと改めて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 少し私には理解が不能なんですけども、実施設計と実施設計の概要は同じだというふうに考えます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 同じということになれば、本来、タウンミーティングで報告した実施設計の概要、当初の基本設計から11カ所変更されておるわけでもございます。このことはタウンミーティングでは報告はされておりませんので、これは大きな変更点ではなかったということなのかどうか伺っておきたいというふうに思いますし、さらに、総額30億円になるということも、当然、町民に説明するべきだと思うわけでもございますけども、この点についての見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 私の認識としては、タウンミーティングの中で説明をさせていただいたというふうに認識をしております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 見解の違いだということかもしれませんが、私の受け止め方としては、当然、タウンミーティングに実施設計の概要ということで報告されるのであれば、議会で報告された11カ所の変更の内容とか、総額の30億円とか、そういうものも当然町民に

報告すべきだったというように思うわけでございますし、その点だけは申し上げておきたいと思えます。

あわせて、実施設計で変更した内容というのは、どこに基本を置いて見直しをされたのか伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 変更箇所でありますけども、庁舎として機能しまして、来庁者の利便性が損なわれない範囲で、建設コストの上昇分を吸収するために、内容を再整理をさせていただいたということでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 変更理由というのは、記載がされておりますように、1番にコスト縮減というのが大きいことを理由にしていると思うんです。やはり将来を見越した変更の見直しが必要だと思うんですけども、そのためには、200人規模の大会議室とか交流ラウンジなど、こういうのを思い切って見直しを行って、庁舎内に図書館を設けるなどの検討はされなかったのか伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 図書館については、将来的に建設可能なエリアをつくるというようなことで想定もしておりますけども、会議開催等に必要の大会議室や交流ラウンジについては、中・高生の人、また、図書館にかわる機能を一部持たせることができるというようなことで整備を優先をしておりますして、取りやめるといような考えはございませんでした。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町長は、公約で子育て支援の1つに、「新庁舎に学習スペースを充実させて、図書館の併設による町民に愛される利用しやすい学びの場をつくる」という公約をされておったわけでございますけども、やはり図書館があって学習スペースというのは、当然、併設されるということが必要だと思うんですけども、こういうような視点というのはなかったのかどうか。やはり図書館に対する期待が若い人を含めて非常に大きかったわけでございますけども、その点からすると、この公約をしっかりと位置づけて、庁舎とあわせて庁舎内にも設けるといような検討はされなかったのか、あわせて伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 公約の中では、図書館の設置についても検討するということで、必ず設置するといような公約にはなっていないかというふうに思いますが、図書館、当然、設置ができないか検討もするわけですが、庁舎のほうを優先したといようなこと

で、今回は将来的にできるスペースを確保するにとどまったというような内容でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町民からすれば、図書館がちゃんとできるんだという受け止め方がありました。この点から言うと、公約から大きく後退しているという点だけは指摘をしておきたいと思います。

次に、実施設計で総額30億円と説明を聞きました。町長としては、設計者に総事業費というものをもっと低く抑える、15億円以内、全体を見直すような指示はされなかったのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 反問権になりますので、申し上げにくいんですが、一般的にいきますと、必要な面積を確保して、必要な建築コストを出せば、その建物の総工費が出てくるわけでございます。15億円というようなことでありますと、今の半分ですので、そういうふうに造ろうとしますと、半分の面積にするか、材質を相当、多分できないと思いますし、面積を半分にする以外に方法はないのかと思いますけども、そういう提案をしても全く現実味のない提案でありますので、そんなことは私は提案はしておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 町長は、選挙で公約というのは、新庁舎の規模、構造、工法、仕様などを見直して建築事業費を削減とされておりました。そういう意味で町長にお尋ねしたのは、設計者に規模、構造、工法、仕様などの見直しをして、建設事業費を削減するという指示をしてなかったということでございますけども、やはり公約から踏まえて指示するのは当然あるべき姿だと思うわけでございます。思い切った見直しをしなければ、昨日もありましたけども、今後の財政見通しからも本当に必要だと思うんですけども、町長としては、そういう財政見通しからも思い切った見直しが必要というようには考えておられないのか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 全く何もしなかったというのではなしに、当然、昨日もお答えしましたけども、面積を集約範囲を減らして、必要な建物の面積を減らすことによって、4億円余りのコスト削減を図ったところでありますし、また、建築の構造等の中で、できるだけコスト削減につながるような設計をしてもらうように、これは設計者にも指示はしておるところでございます。私が先ほど申し上げましたのは、15億円以内に庁舎をつくれというような意味のない指示はしておらないということを申し上げたまででございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 選挙で公約をされた規模、構造、工法、仕様という見直し、建設事業費を削減と。これは本当に守られたのかどうか。私は不十分だと。守られていないという点も申し上げておきたいと思います。

第2点目に、バイオマス産業都市構想についてお尋ねをしておきたいと思います。

1つ目に、平成28年7月に京丹波町バイオマス産業都市構想が策定をされました。「日本のふるさと。自給自足的循環社会 京丹波」の実現に向けて、としております。

地域のバイオマス利用の現状と課題や目指すべき将来像、目標を見ると、木質バイオマス、家畜排せつ物、食品系廃棄物、廃食用油、有機性汚泥、竹バイオマスの賦存量及び現在の利用状況が記載をされております。また、目指すべき将来像では、「森林とエネルギーの地域循環による産業化」と「食と農とエネルギーの地域循環による産業化」の2本の柱を立てて推進していくとしております。バイオマス産業都市構想の取組みの状況について伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本構想のうち、「森林資源のフル活用プロジェクト」として3点の項目を挙げております。1点目の「町内産材の活用」につきましては、まずは新庁舎の木造化を実施をしておるところでございます。2点目の「林業生産力の向上」については、町有林をモデルとしまして、主伐・再造林を実施しており、ここでノウハウを蓄積をさせて、民有林にも波及をさせていこうということをしております。3点目の「林地残材の活用」については、和知地区の長老苑とわちエンジェルに木質チップによります熱供給を実施をしております。

「食と農とエネルギーの循環利用プロジェクト」については、現在、町外のメタン発酵施設で生産されております液肥を使用して、作物の栽培実証実験を実施をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 今、大きく2点を言っていたんですけども、1つは、現在試験をやっておる家畜バイオマスエネルギー（メタン発酵）というのは、やはり先進事例でありますように、南丹市にもありますが、事業費、維持管理費、多くの課題があります。

また、木質チップについても、安定供給などに多くの課題があります。再検討する必要があるのではないかと思うんですけども、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 木質ペレットですか。

○10番（山田 均君） お尋ねしたのは家畜バイオマスエネルギー（メタン発酵）の問題と木質チップの安定供給の課題があるのではないかということについて。

○町長（太田 昇君） メタン発酵の関係については、現在は実証実験というところでありますので、実験結果を見て検証していきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 先ほど町長からもご答弁がありましたように、先ほど議員がおっしゃいました構想については、まだ立ててから3年ぐらいでございます。したがって、全体を見直すというよりも、この計画はまだ初期的な段階ですので、これをこの計画に沿って着実に進めながら、また検証もしながら今進んでいるという段階でございます。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 来年度が5年目になるんだと思うんですけども、中間見直しということだと思うんですけども、その見直しも含めてですけども、再生可能エネルギーの取組みとして、林地の残材とか、製材残材とか、木くずとか、活用方法として木質ペレット、こういう取組みも必要と考えるわけですけども、今後、官民連携で取組みをしていく考えはないのか見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 木質ペレットにつきましては、木質チップなり薪と比べますと発熱量が高いということと。それから、体積も小さくなるというようなメリットがございますけども、本町におきましては、既に木質チップを製造しております製材所があったことから、また製造コストが木質ペレットに比べますと木質チップのほうが安価であるというようなことから、バイオマス産業都市構想におきましては、木質チップによります熱供給を実施することとしました。

まずは、本構想に基づきまして、地域熱供給システムを軌道に乗せていくということに優先して取組んでいきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 京丹波町のバイオマス産業都市構想は、5年後を目途に中間評価を行って、構想の見直しを行うということになっておりまして、来年度が見直しの年ということになります。

基本理念は、「日本のふるさと。自給自足的循環社会 京丹波」、「森林」、「食」、

「子育て力」、「地元力」といった本町の強みを最大限に生かして、「資源の循環」、「暮らしの循環」、「経済の循環」、「人材の循環」を目指すとしておるわけでございます。

平成29年3月から稼働しております地域熱供給施設、この生チップに対応するイタリア製のボイラーを導入しているわけでございますけども、燃料となる木質チップというのは、材料の条件が同じではないために、安定した状態がなかなか保てないという課題も多くあると聞いております。

こうしたことから、全国の先進事例も参考にしながら、木質ペレットについても取組んでいくべきではないかと思うんですけども、もう一度、町長の見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 和知地区に設置をしております熱処理施設でございますけれども、今議員がおっしゃったように、少し課題もありますけれども、その課題を克服しつつ、以前に比べますと安定をしてきている状況であります。ただし、全てが解決したというところまではまだ行きついておりませんので、さらにその目標に向けて、今、鋭意頑張っているということでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私があえて木質ペレットというのを取り上げたのは、この基本理念であります「森林」、「食」、「子育て力」、「地元力」を生かして、「資源の循環」、「暮らしの循環」、「経済の循環」、「人材の循環」を目指すとしておるわけでございます。地域熱供給施設、本町が木質バイオマスを普及するモデルケースということで取組んだわけでございます。実際考えた場合に、木質バイオマスの町内の普及というのは本当にしていけるのかどうか。今の実態を見ているとなかなか大変だと思うんですけども、その点についてそういう見通し、モデルでございますので、町内に普及していくということにどういう見通しを持っておるのか、お尋ねしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 中間の見直しを検討する時期にもありますので、このモデルをしっかりとしたものにするために今頑張っているということでございます。特に、今年の7月豪雨のときには、被災をされた方の入浴の提供とか、長老苑がしていただきましたけれども、その関連性の部分ではそういう効果も発揮ができたというふうに思っておりますので、そういう非常時のことにも役立った分もでございます。そういうことも含めて全体的なことでもこのモデルをしっかりとものにつなげていきたいというふうに思っているところでござい

ます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 森林の有効活用として、先ほども新庁舎の建設に木材の利用とか、モデルケースとして位置づけされてきておるわけでございますけども、やはり80%以上を占める京丹波町を継続的な木材の利用・活用を目指すということを考えれば、この木質バイオマスの取組み、再生可能エネルギーの活用、いわゆる地域の基幹産業の1つになるような取組み方を考えていくということをしなければ、森林の継続的な有効活用にならないと思うんですけども、そういう視点が非常に大事だと思うんです。今やっておりますモデル事業、次はどこでできる可能性があるんだということと同時に、もちろん投資する費用の問題もありますし、効果の問題もあるわけでございますけども、やはり全国的な例を見ておりますと、木質ペレットを民間の力も借りて、そういう工場をつくったりして、それを中心にして普及していくというようなことをやっておる事例もあるわけでございますけども、やはり森林を継続的に有効活用していくという視点を考えれば、やはり広がっていかねば、結局、この台風のときに活用されて、それは有効な活用としてそれはそれでよかったと思うんですけども、やはり町全体を考えればどうなのかということが問われると思うんです。その点について、森林の継続的な有効活用を考えた場合、どういう方法を考えていくかということになれば、やっぱりそれが京丹波町の1つの基幹産業にもつながっていくような視点や考え方が必要ではないかと思うんですけども、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 本町は、林業の面積が多いということでございます。この木材については、全てを無駄にしないためには、最終的には残った林地残材も活用するという、そういうことも含めてこういう施設をモデル的に設けているということでございます。

したがいまして、この施設をさらにモデル的なものを、今日までのデータをまた検証しながら次の段階にはどういう地域の中で、町内にどういうところで役立てるのかということも今後考えていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 和知に設置しております地域熱の事業というのは、2億5,000万円ぐらい投資しているわけでございますので、また新たなそういうものを投資していくのかということにもなります。やはり産業としてどう位置づけていくかという視点が大事だと思いますので、例えば、群馬県上野村とか、愛媛県内子町とか、そういうところでも非常に先進的な取組みをされていますので、そういう先進事例も研究して、京丹波町に見合った取

組みをしていくべきだという点を申し上げておきたいと思います。

第3点目に、農業振興対策についてお尋ねをしておきたいと思います。

1つ目に、今年も天候不順で、秋の取入れが大変苦慮しているのが農家の現状です。こんな天候では田んぼの状態が悪くて、大型機械でないと刈り取りもできない。これ以上、農機具への投資はできないことから、来年に向けて生産意欲が出ないという農家からの声も出ております。あわせて、米価の見通しもはっきりしません。

来年の栽培意欲が出てくるのは、再生産に見合う米価があつてこそです。現在の価格は、政府が試算する生産費の66%の価格が農協が買入れる価格であります。

高齢化と担い手不足は、遊休農地や荒廃農地の増加につながり、集落や地域の疲弊にも直結します。農家の経営安定対策の町独自策として、所得補償を考えるべきであります。当面、玄米30キロ当たり500円を助成して、農家の経営支援を行う施策を実行して、農家や地域を支援する取組みが必要と考えますが、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 水稻栽培におきましては、栽培に特徴があります特別栽培米でありましたり、食味にこだわった良食味米、需要のある加工用米や飼料用米などさまざまな米作りに取り組むということも所得の増加につながるものというふうに考えておるところでございます。そうしたことから町独自で所得補償をするということについては、現在考えておらないところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 財源の問題もありますので、そういう答弁だと思うんですけども、そういった支援が必要だと。こういうようなことは町長の姿勢として思われぬのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 農業が大事なことは当然認識をしておりますけども、ただいまご質問いただいたことは、先ほど答弁を申し上げたとおりでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） やはり農家を激励するということが必要だと思います。そういう場合に、500円としたらどれぐらいの財源が必要かということも計算されたのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 計算はしておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 質問通告しておるわけでございますから、どれぐらいの費用が要るのかという中で判断もすべきだという点も申し上げておきたいと思います。

2つ目に、高齢化と担い手不足は、圃場の管理ができないために、排水作業が不十分になった圃場が増加しています。

特に、認定農業者や担い手が、その農地を引き受けて黒大豆、小豆など京丹波町の特産を栽培しておりますが、排水対策が必要な圃場を何とかする方法はないのか。規模が拡大できないという声も聞いております。町の独自施策として、暗渠・明渠の排水対策に現物支給や重機の借上料などの助成制度で、優良農地対策を行うべきと考えますが、見解を伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現行の「京丹波町農林漁業関係補助金事業」につきましては、「個人」として施工される場合は対象外となりますけれども、受益者が2人以上で、原材料を支給することにより直営で施工をされる場合につきましては対象としております。

なお、重機の借り上げ料については対象とはしておりません。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 排水対策というのは、本当に必要だと思うんです。高齢者とか不在地主などの優良農地を認定農業者、担い手に管理をしてもらっております。特に、黒大豆とか、小豆とか、栽培するということになりますと、排水が非常に大事です。これを個人や地域で2名以上で取組めということになってますが、また基準の面積も引掛かかったりするわけでございますが、結果として地主だとか栽培農家になるわけでございます。もう少し細かな手の届く、実態にあった支援というのも必要だと思うんですけれども、その点について伺っておきたいと思ひますし、ぜひそういう支援が必要だと思います。伺っておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 先ほど町長からもありましたように、直接的に言いますと、農林漁業補助金を活用いただきたいというふうに思っておりますし、この補助金の中では、請負施工というのもございますので、そういう業者をお願いする場合もまた別枠でございますので、ご活用いただきたいというふうに思っております。

あわせて、中山間地域等直接支払事業、もしくは多面的機能支払交付金の事業もありますので、こうしたものも各集落として全体の中でお取組みをいただくような手立ても考えられるのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もう少し地域や実態を見ていただいて、もちろんそういうように地域でやられるところは、当然、そういう補助金制度を使ったらいいわけでございますけども、やはり担い手が不足して、1人の方が大きな面積をカバーしておるという地域では、なかなかそういうようにまとまらないということもございます。やはりそういう特産を栽培しておるわけでございますし、また、一手に引き受けておるということからいいますと、そういうところへの実態もしっかりつかんでいただいて、支援するところは支援をするということが必要だと思うんです。今ある制度を少し見直せばできるわけでございますから、その点を強く申し上げておきたいと思います。

3つ目に、有害鳥獣対策についてであります。

一定、対策を進めている中で、地域によっては減っておりますけども、まだ被害は出ております。その中で、駆除員による駆除をしたもの、シカ、イノシシなどを含めて処分というのは駆除員の責任になっております。やはり広域的な対策が必要だということで、処分場の設置が急務になっておるというように思います。何回か取上げておるわけでございますけども、具体的協議は進んでいるのかというのをお尋ねするのと、もっと積極的に本町が強力に取り組むべきと考えますが、取り組む決意について伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 捕獲個体の処分につきましては、新たな地域資源としましてジビエ料理や皮の加工材料として注目もされておるところでありまして、町内におきましても、個人や企業によりまして、食肉加工施設が整備をされまして、併せて個体の処理施設も整備をされておりますことから、積極的にこうした施設と連携を図っていくということとともに、連携なり活用を図っていききたいというふうに考えておるところでございます。広域的な協議ということにつきましては、具体的な協議というのは進んでおらない状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 平成29年度実績でシカが2,223頭、イノシシで453頭、これをジビエとか全てできないわけでございますから、やっぱり大半をどうするかと。処分をせんなんと。こういうことになりますので、やはりもっと積極的に京丹波町がリードをして広域的な処分場をつくっていくという方法が必要だと思うんですけども、その点についてもう一度改めて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） 先ほど町長の答弁からもありましたように、民間のほうでこういう処理をされているものを整備されているのが町内でございます。この能力からいいますと、かなり頭数を処理できるというふうなことで、私も見させていただきましたけれども、になっております。

したがって、民間処理施設と町が連携することで有機的にしていけるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もう少し頭数がどれだけ処理できるのかも明らかにしていただきたいと思います。

もう1点は、対策として、地域おこし協力隊の人の配置も含めてもっと強力にすべきだと思うんですけども、あわせてその考えがあればお伺いしておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 山森農林振興課長。

○農林振興課長（山森英二君） かねては有害の関係で専属的に協力隊も活用させていただいておりましたけれども、協力隊という制度がありますので、そういうことももう一度考えながら有効にもし活用ができる分については積極的に検討できるのではないかなというふうに思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ぜひ地域おこし協力隊を据えて、もっと積極的に対策を取組むべきだという点を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。午後1時までとします。

休憩 午前11時22分

再開 午後 1時00分

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鈴木利明君の発言を許可します。

15番、鈴木利明君。

○15番（鈴木利明君） 15番議員の鈴木利明でございます。

議長よりご指名をいただきましたので、私の一般質問2項目について行ってまいります。可能な限り従来同様、提案ができるような質問にも心がけてまいりたいと考えております。さて、心配されました台風10号、大した被害もなく喜んでおります。安堵しました。それにつきましても、町職員の皆さんには、早くから臨戦態勢で対応いただきました。大

変ご苦労さまでございました。

今年も暑い暑いお盆が終わりました。8月15日には全国戦没者追悼式が東京の武道館で開催されました。私は、今年も地域の忠霊塔4カ所を巡拝する遺族会活動に参加いたしました。その節には、山内支所長、大西課長からいろいろお世話になりまして、ありがとうございます。

ご案内のとおり、先の大戦では、310万人もの尊い命が奪われました。いまだ112万人の遺骨は、海外の戦地に眠ったままであります。戦後74年、この遺骨がふるさとに帰ることなくして、戦争の終わりはない、私は、このように思っております。このような現実にもって直面し思いますことは、二度と再び戦争をしてはならん。悲惨な痛ましい戦争を忘れてはならん。このことを強く訴えて本論に入ります。

第1番目の質問は、京丹波町病院の現状と課題についてでございます。

ご案内のとおり、京丹波町病院は、職員約70人を有する大医療集団であります。ついては、病院の全体像について10項目の質問を行ってまいります。

京丹波町病院の原点は、自治体病院の先駆けとして昭和30年頃に開設された各地域の病院や診療所にあるかと思っております。時を経まして、平成17年3月に現在の病舎が完成しました。同年10月には、3町合併によりまして、京丹波町病院が誕生いたしました。以来今日まで、京丹波町病院は、脈々と自治体病院の使命を担い、地域医療の拠点として先人たちの努力とともに歩んでまいりました。

質問に入りますが、このような経過を踏まえまして、京丹波町病院は、どのような基本理念を掲げ、どのような病院を目指しているのか。町長にお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 京丹波町病院の基本理念でありますけども、『京丹波町病院は町民の健康を支えるまちづくりを推進するための保健・医療・福祉の推進を図るとともに、人々が安心して利用できる病院を目指し「よりよい地域医療の確保」を基本として、信頼される病院づくりに努めます。』ということを掲げておりまして、これにつきましては、病院内での掲示なりホームページでの公表も行っておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 質問の2つ目に入ります。

京丹波町病院は、どのような院長方針のもとに地域医療を進めておられるのか伺います。

○議長（篠塚信太郎君） 垣田病院長。

○病院長（垣田秀治君） 病院の垣田です。よろしくお願いたします。

今、町長が言われました基本理念、これは私が院長になる前からあったものですが、私も全く同じ気持ちでありますので、現在もその基本理念のもとに病院運営をしております。その基本理念に沿いまして、私は、まず3つの基本方針を掲げております。

まず1つは、京丹波町病院は、プライマリケアを重視して、決して高度医療を追い求めるものではなく、浅く広く幅広い医療を提供すべきの病院であると考えております。

次、2つ目は、京丹波町病院は、いろんな健康事、悩み事があった場合には、構えることなく気軽に来ていただけるような敷居の低い病院でなければならないと考えております。

そして、3つ目なんですけれども、京丹波町病院は、そういった病院があることで、さらに疾病だけではなく、疾病予防、予防注射、健診活動、さらにターミナルケアなどを含めて、住民の方々がいつでも気軽に相談していただける病院であるとともに、私たちが常に地域の方々に寄り添った医療が提供できるような病院であるべきと考えております。

3つの基本方針に沿って京丹波町病院は、つまり、皆さんのかかりつけ医として私たちは多職種連携、すなわち介護、福祉、健診事業、学校医、産業医等も含めた地域包括医療ケアを実践することで、住民の方々がより安心して最後までこの地域で生活できるように、そういった病院でありたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 当事者であります垣田先生からご答弁をいただきまして、ありがとうございます。院長には大変診療の中で、ご多用なところ、本議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素は、地域医療の先頭に立ってご尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

私は、かねてから病院長に来ていただいて、自らの言葉で議員や町民の皆さんに京丹波町病院はこんな病院なんだ。こんな病院にするんだと語ってほしい。そのような機会があってもよいと常々考えてまいりました。その理由は、病院長に就任されてから既に2年数カ月が経過いたしました。その間、先生の中には、ああしたらよいこうしたらよいといろいろな思いをお持ちではないかというふうに考えることが1つであります。

また、病院長として、この京丹波町病院をどのような病院にされようとしているのか。先ほどご答弁いただいたとおりであります。町民の皆さんにしっかりとそのことを訴えていただくことは大変重要なことだと。意義あることだと。このように考えております。これが2つであります。

他方、なすべき課題も、これまたたくさんございます。患者の減少やら収益の確保などたくさんありますけれども、そのこともしっかりと訴えていただいて、そしてみんなでその課題を共有しながらともに解決にあたるべし。これが私の考える3つ目であります。

大事なことは、京丹波町病院を町民皆さんによくよく知ってもらおうこと。今日こうしてその機会をいただきましたことを大変うれしく思っております。ありがとうございます。

それでは、質問の3点に移ります。

目指す病院づくりは一本道ではなく、日々多様なご苦勞もあろうかと思っております。院長方針による病院づくりの現状はどうか。課題などはあるのか。改めて病院長の所見をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 垣田病院長。

○病院長（垣田秀治君） 鈴木議員、どうもありがとうございます。

私自身も直接お話しする機会がぜひあったらいいと思っておりますので、この場を提供していただきまして、本当に感謝しております。ありがとうございます。

現状ですけれども、先に述べさせていただきました基本方針、3つ言わせていただきましたけれども、それに則りまして、地域包括ケアの一環としまして、当院は、保健センター等とも連携をとりながら糖尿病重症化予防事業でありますとか、認知症初期集中支援チームの参画とか、そういった職種にも改めて私が院長になってから取り組んでおります。

また、今年からは、地域包括ケア病床も導入しまして、現在やっていることは私が思っている京丹波町病院づくりに少しずつですけれども、前進しているところであるかと思っております。

ただし、課題としましては、やはり常勤医、特にプライマリケアを実践できる常勤医の確保というものができなかったというのが非常に大きな課題でありまして、特に、この2年間は、そのことによる営業成績の悪化というものにすごく悩んでおります。

したがって、課題としては、まず常勤医の確保、それがまずあると思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 先ほど申しましたように、京丹波町病院は医業収益約6億円、職員数約70人を有する大医療集団であります。病院長は、この経営全般の責任者として、どのように医師やスタッフに方向づけや指導をされているのか。特に、部門活動・委員会活動・研修活動などについての現状をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 垣田病院長。

○病院長（垣田秀治君）　まず私は、いわゆる京丹波町病院の経営全般を責任者であるとともに、町内唯一の公立病院の院長として、すなわち公務員であるという自覚も持っておりますし、職員に対しても、まず経営本位で物事を考えるのではなくて、まずは公務員としての自覚を持って、その上で公僕としての役割を果たすことということを最優先に求めています。

同時に、やはり経営も考えなければなりませんので、公僕としてできる範囲、また、できる方法を駆使しながら経営改善に取り組んでいただきたいという指示を与えています。

現在行っている活動ですけれども、私たちの通常行っている院内の活動としましては、病院の施設基準で定められた活動なんかもあります。また、それぞれの自己研鑽活動なんかもありますけれども、いわゆる医療安全とか、感染対策とか、そういった研究会、もしくは看護師自身が立ち上げた研究会、また、学会の発表等々で約20項目以上、時間の長短はありますけれども、年間130回以上の研修会を開催しております。

学会活動におきましては、地域医療学会でありますとか口丹波病診連携懇話会等で医師だけではなく、看護師とか事務職、レントゲン技師等も発表を行うことによりまして、それぞれの自己研鑽を図っているところでありますし、また、去年は、初めてですけれども、京都大学附属病院と連携をとりまして、向こうの看護師との交換留学を行いました。それによりまして、看護師の意識、技術の向上、非常に役立ったと考えております。

さらに、去年、初めて病院年報も作成いたしました。それらをつくることによりまして、それをまた院外の諸病院にも提供しておりますし、それをしたことによりまして、自らの自己研鑽意欲を高めようというふうにもしております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君）　鈴木君。

○15番（鈴木利明君）　先ほど病院長がおっしゃった病院年報も拝見させていただきました。第1号でございます。今お話しいただきましたように、部門活動、内科ほか12活動、それから委員会活動7件、研修活動、それからさらには地域密着活動、講演会活動、ボランティア活動などさまざまな活動がその年報の中で見ることができました。大変綿密な活動をいただいておりますことを感謝申し上げます。

次に申し上げる5つ目の質問は、外来診察科目と病床内容など、要するに、京丹波町病院の概要、これが1つ。それから、過去3年間の「入院・外来・訪問看護・訪問診察」の患者数の推移、概数で結構ですので、お知らせいただきたい。

今申しましたように、病院の仕事として入院を受付ける。外来を受付ける。さらに訪問看護と申しまして、各家庭に回って看護させていただく。もう1つは訪問診察。このような大

きな間口を拡大して、日夜、地域病院の中核として頑張っただいております。

については、患者数の推移と現状についてお尋ねいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 垣田病院長。

○病院長（垣田秀治君） まず、現状ですけれども、京丹波町病院診療科目としましては、内科・外科・小児科・整形外科・精神神経科・皮膚科・肛門外科の7項目を標榜しております。病床数は、一般病床47床ですけれども、そのうち10床が今年7月から地域包括ケア病床として稼働しております。

次、患者数ですけれども、実数を述べさせていただきます。

まず、外来患者、3年間でまず言いますと、平成28年度が2万9,936人、平成29年度2万9,357人、平成30年度2万7,048人でありまして、この2年間で9.6%、約10%弱の減少となっております。

入院患者に関しましては、平成28年度1万656人、平成29年度1万255人、平成30年度が非常に減りまして7,863人で約26.2%の減少となりました。

訪問看護に関しましては、平成28年度1,671人、平成29年度1,545人、平成30年度1,591人で約4.8%の減少です。

訪問診察に関しましては、平成28年度394人、平成29年度387人、平成30年度344人で約12.7%、いずれも減少傾向に今現在はあるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 今、病院長からご答弁いただきました。

外来は内科など7科目、訪問診察、訪問看護、入院については40病床あるようでございまして、まさに地域の私は総合病院だというふうに思います。

他方、患者数につきましては、残念ながら減少いたしております。今年の決算書類を見ましても年間ざっと4,942人、土曜日診療をやめたとかいろいろありますけれども、いずれにしても、結果的には、4,942人減っております。これを外来だけで見ますと、平成29年度は579人減りました。ところが、平成30年度は、先ほど申したような事情もあって2,309人減っております。原因分析や地域分析をしっかりと行って、患者対策が重要な課題となっておりますことは確かでございます。

次にお尋ねすることは、年々、今申したように、患者数が減少しております。この状況をどう考えておられるのか。どのように分析されているのかをお尋ね申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 垣田病院長。

○病院長（垣田秀治君） 現状分析からさせていただこうと思います。

まず、外来患者なんですけれども、この3年に限らず過去10年さかのぼっても徐々に患者数は減少する傾向にあります。短期的には種々の事情がありまして、毎週行っていた土曜診療が今、月2回に減ったということもありますけれども、長い目で見た場合、一番大きく影響している原因は処方箋の長期処方が可能になったということが一番関係しております。単純に言いますと、毎月来られて一月分の処方をいただきますと、その患者は年に12回来られますけれども、もし長期処方をされまして2カ月分処方されますと、その患者は1年間に6回の受診ということになります。それだけでも単純に半減することになります。私の薬外来を見させてもらってましても、やはり患者の長期処方率は年々と増えております。現在8割以上の方が長期処方となっております。その方々は、もともとは一月処方でした。それで考えてもかなり患者数が減少する原因になっていることは考えられますし、ただ、それでも、年々増加している長期処方率ですけれども、にもかかわらず、私の薬外来は常にいっぱい状況でもありますので、ということは、患者は逆に言えば増えているというふうにも理解してもらってもいいのではないかと思います。ただ、この長期処方率もかなり最近では下止まりといたしますか、大体ほとんどの方が長期処方になってきましたので、恐らく下げ止まりというふうには考えられるかと思いますし、今後は上昇に向かっていくのではないかと期待も持っております。原則的にうちの病院では、3カ月以上の長期処方というのは、原則しないようにさせてもらっておりますので、そのあたりはまた患者もご理解をさせていただきたいと思っております。

次に、入院患者ですけれども、特に昨年は大きな落ち込みをいたしました。1つには、外科の常勤医はいなくなったことで、外科系の患者の入院がかなり減ったということはまずあります。そして、その減少分に対しての補充ができなかったということが大きく関与しているわけなんですけれども、これに関してもやはり3年だけではなく、過去10年さかのぼりましても、患者数は横ばいもしくは少し減少しているという傾向にありました。その原因なんですけれども、最近の入院患者さんの傾向としまして、脳血管疾患の患者が減少してきている。消化器系の患者の入院が減少してきている。循環器系の患者の入院が減少してきている。一方で、感染症の患者が増えてきている。よその病院、もしくは施設からの紹介入院が増えてきているという現状があります。現在、紹介入院が3割から4割占めている状況になっております。そのように脳血管疾患・消化器疾患・循環器疾患の患者が減少している原因なんですけれども、1つには、医療の高度化、また治療ガイドラインの変更によりまして、当院ではなかなか対応できなくなっているという現状があります。また、京都中部医療

センターをはじめといたしました近隣の総合病院の整備が非常にようになっておりまして、紹介もしやすくなっているという状況、また、それぞれの病院との病診連携関係が非常によくなってきておりますので、逆に役割分担が起きることによりまして、高度医療は大きな病院、そして、感染症とかプライマリな病気は当院でというような傾向があらわれているということが1つにはあります。

そして、もう1つは、社会背景ですけれども、やはり交通網の整備、そして、救急医療体制の搬送体制の整備等によりまして、直接当院を経由せずに大きな病院に行くという傾向も多くなっていると。それらが複合的に関与しまして、年々の患者が減る傾向にはあるわけですが、この2年間、特に落ち込んだ原因としましては、常勤医3名だったものが今現在2名になりまして、その1人を何とか補充したかったんですけども、それがうまくいかなかった。中部医療センターから何とか応援をいただいたんですけども、一昨年は、残りの1名の枠に対して約10名の方が入れ替わり立ち替わり来られた。昨年は、1名の枠に対しまして20名の方が日替わりになって来られた。そういう状況でなかなか常勤としての信頼できる病院体制ができなかったということがありまして、結果的にこの現状に結びついたのではないかと考えております。ただ、今年は、幸いながらちょっと常勤医も確保できましたので、今後はそういった外来も入院も含めて改善傾向を見込めるのではないかとこのように理解しているところであります。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） いろいろお教えいただきましたが、人口減少社会の中で、患者の増加策というのは大変難しい面も他方あります。私は、患者の増加対策には妙手はないというふうに考えております。そのことは日常の丁寧な医療対応が基本だというふうに院長もおっしゃいましたけども、考えております。

また、病院の成立ちからして、京丹波町病院をまだよく知ってもらってない地域もあるのではないだろうか。まず、鍼灸病院とか近くの病院やということではなしに、まずは京丹波町病院に来ていただく。この呼びかけをしっかりとやっていく必要があるのではないだろうか。

もう1つは、後から触れますけども、交通網対策の3点セットをしっかりとやっていくということが大切ではないだろうかというふうに思っておるところでございます。

病院長からも今、お話がありましたように、次の質問は、お医者さんの問題であります。

医師の確保は、病院経営の生命線といえます。医師の確保はできているのか。また、地域医療に精通する自治医大の若手の医師の受入れがここしばらくありませんけれども、今後の

受入れ状況等についてお伺いたします。

○議長（篠塚信太郎君） 垣田病院長。

○病院長（垣田秀治君） 昨年まで이었습니다ように、常勤医が2名プラス1名が京都中部総合医療センターからの応援という形でやっておりました。

今年、常勤医が3名になりました。私ども目標としましては、何とか京丹波町病院で内科常勤医3名、和知診療所で内科常勤医1名、計4名の内科が確保できないかというのが私の考えているところではありますけれども、まずは京丹波町病院で今3名確保できました。2名から3名になったことによりまして、この4月から8月までの短期5カ月間ですけれども、5カ月間で入院患者も約1,050名の増加を認めております。医業収益も約4,000万円の増収が認められております。やはり常勤医1人がどれだけ大きな影響を及ぼすかというのを痛感しているところでもあります。今後もまた引き続き残り1名を何とか常勤医確保したいところなんですけれども、まず、今言われましたように、自治医大というのが地域には精通した医師を育てるところではあるわけですが、現在、自治医大の現状を申し上げますと、毎年2名卒業生出ているわけなんですけれども、義務年限9年ですから、トータルで9年間の間に18名の卒業生がおることになります。初期研修とか自分自身の自己研鑽兼ねた自分の科の研修、基本的な研修を終えた後、最終的に残り三、四年がへき地で勤務するということになるわけなんですけど、人数で言いますと、4年間仮にへき地で勤務すると、8名の医者がおることになるんですけれども、現状、内科医でへき地に勤務している医者は1名だけです。ほかの人間は内科ではなくて別の科を選択しているわけですね。今後も今の下における人間も含めてですけれども、内科を必ずしもみんなが希望するわけではありませんので、ただ、自治医大生を確保するといいますが、なかなか難しいのが現状、そして、京丹波町病院に限らず、北部には医者に困窮している病院が多々あります。どの病院も同じ思いを持っております。言ったら言葉は悪いんですが、争奪戦になってしまうわけなんですけれども、そういう中で自治医大卒を確保するというのが非常に難しい現状であるということも1つは考えておくべきことはあります。

もう1つ、そういった地域に精通した医者を確保する方法として、現在は、自治医大以外に府立医大の地域枠という制度があります。これは、やはり奨学金を得て、卒業後何年間かは北部地域で勤務するということが義務づけられている医者なんですけれども、もう既に何名かだんだん出てきてるようになっております。

したがって、私たちは、もちろん自治医大生も中心には勧誘していく必要はありますけれども、確保には努めていく必要がありますけれども、こういった地域枠の卒業生というも

のもやはり今後は確保していかなければならない。そのためにも地域卒の卒業生の人事権を持っている京都府、あるいは府立医大に今後とも働きかけを持っていくべきだろうと思っております。

それ以外には若手の医師、現在は、専攻医という4年目の若い医者が現在も、私たちが今来ているわけなんですけれども、これは内科を専門とする医者が今後義務として最低3カ月間は地域で研修しなさいという制度があるわけなんです、私たちの病院は第一日赤、第二日赤、府立医大、そして京都中部総合医療センターと4カ所の病院と連携を結んでおりまして、既にそれがこの4月から稼働しておりまして、もちろん彼らは研修には来ているんですけども、同時に大きな戦力にもなってくれております。

また、これら以外にも、当町の奨学金制度を持っている学生も府立医大におりますので、またそういった人間が今後京丹波町のほうで勤務してくれるということもありまして、今後は京都府、京都府立医大を含め、自治医大に限らず、いろんな方法を考えながら医師獲得に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） お医者さんの確保対策として、京丹波町は、先ほど春でしたが、医師住宅2棟が完成されました。奨学資金制度も1名の応募があるというふうに課長から承っております。

次は、収益状況でございます。

平成28年度までの黒字基調から資料を見ていますと、平成29年度以降、一転して経常ベースでの損失が出ております。病院の健全経営は、自治体病院にあっても大変大きな課題であります。赤字の主な要因とその対策についてお伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 垣田病院長。

○病院長（垣田秀治君） まず、原因につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、改めていきますと、まず1つは、外科系の入院患者が減ったことがありますし、またそれ以外にも内科治療の専門科、もしくは病診連携に伴った他病院との役割分担等々で、ほかの病院にも直接行かれることが多くなってきたことは1つは原因としてはあります。

ただ、もう1つ大きな原因として、先ほど言いましたように、一昨年からは常勤医が2名になったということが非常に経営にも影響を及ぼしていると思います。

対策ですけれども、まずは常勤医の確保というものに努めていきたい。今は1名何とか確保できたんですけども、何とかもう1名というところを今考えているところであります。

次に、医者を増やすだけではなくて、うちの病院で診れる疾患が減ったのであれば、母集団となるべき医療圏をやはり拡大する必要があります。現状、京丹波町の京丹波町病院ですけれども、果たして京丹波町病院が本当に京丹波町の京丹波町病院になり切れているかというところ、まだまだというところがあります。まだまだ一部の地域には京丹波町病院ではなくて、プライマリな疾患であってもよその病院、他町村に行かれる患者もおられるのではないかと思いますので、難しい疾患は確かに難しいんですけれども、まず最初は京丹波町病院に足を運んでいただいて、そこで必要であれば次のステップを踏ませていただく。もしくは慢性疾患でよその病院にかかっておられて、もう状態が安定したという方は、ぜひともまた京丹波町病院に帰っていただく。そういうふうにしていただいて、京丹波町全体が何とか京丹波町病院の医療圏になるように、いろんな策を講じながら今後は広げていきたいというふうに思っております。

もう1つは、在宅診療の充実も考えております。在宅も今減る傾向にあるわけなんですけれども、現在、訪問診察が京丹波町病院は年間400名弱という状況なんですけれども、最近の近くの病院の資料を見させてもらいますと、例えば医療同規模の京北町の京北病院は、年間訪問診察が実が2,000件もあるというふうにお聞きしております。雲泥の差があるんですね。果たして本当に京丹波町における在宅診療のニーズは十分に私たちが掴み切れているのかということもありますので、そういった京丹波町においての在宅診療がもっともっと実は需要があるのであれば、それを掘り起こしていくという努力も必要であると思いますし、在宅診療が増えることがまた外来患者、そして入院患者の増加にもつながっていくのではないかと思います。この3つ、医者の確保、医療圏の拡大、在宅の充実というものを私たちは今考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 去年の3月の決算を見ておりますと、経常利益で1億1,700万円の損失が出ております。これは、先ほど申しましたように、平成29年度以降、急速に収益上も悪くなっておる。このこともしっかりと検証していく必要が私はあるというふうに思います。

先ほど申しましたように、人口も減る中ででも、やっぱり経営基盤の安定のための収益増加は、地方公共団体の病院といえども求められております。主要な課題であります。私は、この際、聖域のない総点検をすべきだというふうなことを強く指摘しておきます。

私の町内の友人から3カ月ほど前に私に電話がありました。彼は、若い頃、胃の手術をい

たしまして、その先生が長岡京市に開業をされたということで、以来、何十年もずっとその病院に薬をもらいに行っていた。ところが、私と同級生ですので、80歳です。もうそろそろ近くの病院でということで、初めて京丹波町病院に行ってきたという報告をくれました。その1つの中に、薬を大幅に減らしてもらった。こんなすばらしい病院だと感銘しておりました。2つ目は、職員の皆さんの親切度合いは大変好印象であったという2つを指摘し、もう1つは、帰り際に見たら、受付の窓口6人は鈴木多いんちゃうかという話も指摘しておりました。

いずれにいたしましても、一つ一つに耳を傾けることが点検であるということをご指摘しておきます。ひょっとしたら今日も傍聴席に来ておるかもしれません。

次に、9番目の質問は、質美診療所についてでございます。

質美診療所は、平成21年4月に京丹波町病院の附属診療所に移行して以来、10年がたっております。週2回2時間開所しております、1日平均の患者はおおよそ7人であります。ということは、大体、1時間ちょっとで診療も終わってるのではないかというふうに思います。高齢者が多い現状から、京丹波町病院でしっかりと内科7人、7診察をしてもらうほうがよいのではないかというふうな考え方もできます。

いずれにいたしましても、附属診療所に移行10年がたった今、今後のあり方を検討する時期に来ているのではないかというふうに考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 垣田病院長。

○病院長（垣田秀治君） 今いわれましたように、質美診療所、現在、火曜日と木曜日の昼から週2回運営しております。私の私見になるかもしれませんが、今、世の中やたらと経営のためには集約化、コンパクト化、効率化というものが言われますけれども、地域医療においては、必ずしもそれだけでいいのかという思いが私にはあります。私、個人的にも非常に考えております。

特に、交通事情が不便な京丹波町におきまして、交通弱者になりかねない高齢者の方々、また、今現在は、自動車免許証の返納という流れがあります。そうした中で、なかなか通院しにくいような弱者の方がたくさんおられる場合には、既存の施設があるのであれば、それを有効に利用して、人件費等の負担がない限りであれば、こちらから出向いていく、そういう姿勢も地域医療には私は求められるのではないかと考えております。

私たちは、待っている病院ではなくて、どんどん出て行って、そしてより住民の近い立場、近い位置で住民に寄り添って診療する。それが私の信念でもありますし、今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 在宅医療の拡大、これは大賛成でございます。ぜひともその方向性をしっかりと定着させてほしいというふうに思います。

同時に、患者の確保には、私は、今病院長もおっしゃったように、交通網の整備は重要な課題ではないかというふうに思っております。現在の町営バスでは、私は、対応できないのだというふうに思っております。病院を起点に循環するバスの創設が検討できないか、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現状のスクールバスを含めます町営バスの路線網を維持しながら、それに加えまして、病院に特化した循環バスを運行するというのは、新たに発生するコストの問題も含めまして、実現には非常に課題がたくさんあるというふうには考えておるところであります。

しかし、社会情勢の変化の中で、昨日なり今日の議員の質問でも出ておりましたけども、町営バスを含みます地域公共交通のあり方については、今年度、町営バスのあり方も含めまして、本町の公共交通につきまして、大学の先生などをお願いをしながら、具体的な検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） ちょっと私の質問の仕方が悪うございまして、私の持つイメージは、町内を3ブロックに分けて、その地域を週2回程度循環するバス、すなわち無料バスであります。買い物バスに類似するようなことを考えておりました。ちょっと私の質問の仕方が悪うございまして、私の持つイメージは、無料バスを巡回さす。そして、毎日ではなくて、その地域に週2回ぐらい、それを3ブロックに分けて回ると。そのバスにあわせて病院に薬をもらいに来ていただくと。そういうことでありましたので、重ねてご検討いただくよう要請しておきます。

最後に、ゆりかごから墓場までという名文があります。子育てから始まりまして、生涯を終えるまで町内で全て対応できる体制づくり、まちづくりは、政治家たる私たちや行政のなすべき大きな仕事であります。この中に占める病院医療の果たすべき役割は極めて大きい。なくてはならない重要な施設であります。それがまさに病院長の率いられる京丹波町病院であります。垣田病院長には、ご多用の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。これからも病院長を中心に一致団結いただいて、町民のための京丹波町病院として一層

のご貢献とご活躍をいただくことを願っております。ありがとうございました。

次に、2つ目の質問に移ります。

園部安全自動車学校における認知機能検査の講習についてでございます。

先ほどもちょっとお話がありましたように、高齢者の交通事故がいろいろといわれておりまして、しかし、私が住む京丹波町のような農村社会にあつては、自動車なしには生活ができません。平成29年3月に交通の改正によりまして、高齢者への対策が強化されました。70歳から75歳未満には高齢者講習、75歳以上は認知機能検査が創設されました。この中で、園部安全自動車学校の高齢者講習が平成30年4月から一時受講できなくなりました。多くの町民の皆さんからも私も複数聞きましたが、一日も早く再開してほしいと要望を聞きました。これを踏まえて、役場の担当課にあつては、高齢者の不安解消、利便性の回復のための熱心な再開に向けたご努力をいただきました。その結果、平成31年3月から高齢者講習が、6月からは認知機能検査の受付が開始されました。すなわち、現状に復したわけでありました。

その質問の第一は、どのような対応と支援策をいただいた中で、再開の合意に至ったか、お伺いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今、議員からご指摘がありましたとおり、昨年の4月から園部安全自動車学校での高齢者講習が中止をされたことによりまして、亀岡に行く、また、綾部や福知山に行くというような、近隣の自動車学校での高齢者講習の受講となりましたので、町民の方々から不満と何とかならないかというようなお声も頂戴したところでございます。

そうしたことから、状況は南丹市も同じ状況にあつたわけでございますので、南丹市と協働しまして講習再開に向けて要望なり協議を行っていくことを確認をしまして、京都府や京都府警にも講習再開に対しての支援を要望してきたところであります。

また、当事者であります園部安全自動車学校に対しまして、高齢者講習を中止された原因をお伺いをし、高齢者講習のときに負担となる受付業務に係る費用の負担を両市町で行うことによりまして、講習が再開できることになりまして、それに伴い自動車学校に対しまして補助金を支出したというところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） いずれにいたしましても、大変なご努力をいただいて、双方の歩み寄りによって再開につなげていただいたのではないかと、極めて常識的な判断をいただいたと感謝をいたしております。

質問の2点は、自動車学校への令和元年度の補助金と算定基準があればお聞かせいただけますか。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本年度の補助金につきましては、受付業務にかかります人件費相当分及び事務運営費を対象としておりまして、負担割合につきましては、補助対象経費392万8,000円ですけれども、これを南丹市と京丹波町の両市町の高齢者運転免許保有人数割で計算をしまして、南丹市が63%、京丹波町は37%を負担するというところで、京丹波町では145万3,000円を負担をしておるところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 現状につきまして、私の手元へ入ってきた状況を申し上げますと、残念ながら受講の申し込みをしても受けてもらえないという状況が続いております。町民の皆さんからは、中断のときと同じではないか。申し込んだらみんなが受講できるようにしてほしいとの要望を聞いております。私は、その方と直接面談をいたしまして、受講者と学校との交信状況を手元に持っている。申しますが、5点まとめました。

6月上旬に公安委員会から葉書が来ました。

2つ目には、すぐ園部安全自動車学校に電話した。そしたら、「あなたの誕生日はまだ早いかい、急ぐ必要はありません。7月1日に電話をください。」

7月1日の9時を待って電話をしたんですけど、電話はいっぱいだった。10時過ぎに電話がやっとつながった。「8月の認知テストはいっぱいですと。9月のテストを受けるには、7月の終わりか8月の初めに電話してください。」ということだったようです。

そして、7月の初旬に早い目に電話したと。「9月のテストはいっぱいですと。京都駅近くの認知機能テスト場へ行ってください。」というご指示であったようであります。

当事者は、困惑の上、ここに書いてありますように、問い合わせが公安委員会から来てくるわけですが、その中に京都府警本部運転免許試験高齢者運転係に電話したようでして、そこで「園部はいっぱいのですよと。福知山はどうですか。」ということでした。福知山は場所も知らんし、行き方も知らんけれども、いずれにしてもやっぱりそれを受付てないと、試験を受けられないということでお受けしたというふうに聞いております。

地理も知らなく承知した、これが状況であります。学校側と受け入れ体制で重ねて対応をいただくように、町長に重ねてお願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 自動車学校で受け入れができます人数、講習を行う講師の人数等に限

界がありますことから、スムーズな受付ができていないというようなこともあり、新たな人員の確保など見直しも検討されておるところであります。

こうした問題、全国的にもいろんなところで聞いたりもするわけですが、今後につきましては、南丹市とも協働で自動車学校に対して要望を行うなど意見交換の場を持ったり、現状の確認をしっかりと行って、高齢者の方々の利便性の向上に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 鈴木君。

○15番（鈴木利明君） 何とぞよろしく願います。

この電話のやりとりを見てますと、なぜこのようなことが起こってるのか。1つには、先ほど町長ご指摘のとおり、受講者数と受け入れ体制がバランスしていないということが1つ考えられます。もう1つは、これを見ていると、一月ごとに受付を切っているわけですね。そうではなしに、この人は、秋口の誕生日ですから、10月、11月でもよいわけです。そのときに記憶をしておいてもらって、入れてもらったら万遍に行くのではないだろうか。このような工夫と配慮があったら、何回も電話をさす必要はないのではないだろうかというふうに思っております。

町で負担はみんなのお金を出しているわけですから、同時に学校側の公的機関としての認識も希薄だというふうに私は指摘せざるを得ません。

いずれにしましても、町民皆さんの利便性確保のためにご努力をいただきますよう、重ねて要請いたします。

最後に申し上げたいことは、基本的には、私は、国の運転免許行政が混乱しています。高齢者が一層増える中で、制度設計と実態が合っていない。このために混乱が起こっているということでございます。実態を直視した抜本的な対応を京都府や国に強く要請いただきますよう求めまして、私の質問を終わります。

○議長（篠塚信太郎君） これで、鈴木利明君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次の本会議は、25日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時51分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 篠塚 信太郎

〃 署名議員 谷口 勝巳

〃 署名議員 北尾 潤